山口県LPガス災害対策要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、災害によって山口県内に重大な被害が発生、又は発生の恐れのある場合に一般社団法人山口県LPガス協会(以下「協会」という。)が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるLPガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

(適用)

- 第2条 この要綱は、次の場合に適用する。
 - (1) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合
 - (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (3) 風水害により地域に甚大な被害が発生した場合又は山口県から要請があった場合
 - (4) 支部等から要請があった場合
 - (5) その他LPガス協会長(以下「会長」という。) が必要と認めた場合

第2章 組織

(災害対策本部の設置)

- 第3条 第1条の目的達成のため、会長は協会事務所内に山口県LPガス災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部には、別表1に定めるところにより本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、 副本部長には担当副会長をもってあてる。
- 3 会長がその職務を実行できないときは、担当副会長が会長職務を代行する。会長及び担 当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行す る。
- 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は専務理事のいずれかをもってあてる。

- 5 本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置 が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災してい ない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

- 第4条 本部長が指定したLPガス協会の支部に、本部長の指示又は第2条第1号から第3 号のいずれかの各号の事象が発生した場合には、山口県LPガス災害現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。
- 2 現地本部には、別表2に定めるところにより本部長が指名した現地本部長及び現地副本部長を置くものとする。
- 3 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- 4 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- 5 本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき又は災害の発生後において対策・措置 が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第5条 被災地域以外のLPガス販売事業者は、この要綱の目的を達成するため、本部長の 要請に従い支援活動にあたることとする。

第3章 職 務

(本部の職務)

- 第6条 本部は、本部長の指示に従って、次の職務にあたる。
 - (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
 - (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
 - (3) 支援者等との連絡調整
 - (4) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
 - (5) 中核充てん所及び特定石油ガス輸入業者等との連絡調整
 - (6) 広報活動

- (7) L Pガス及び関連器材の緊急調達(県との「災害時におけるL Pガス応急生活物資等 に関する協定」を含む。)
- (8) その他

(現地本部の職務)

- 第7条 現地本部は、現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。
 - (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
 - (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
 - (3) 応援要員等との連絡調整
 - (4) 広報活動
 - (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
 - (6) その他

(職員の職務)

第8条 協会事務局職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に 備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

- 第9条 会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、LPガスによる災害の発生 又は災害拡大の防止活動を行うものとし、その職務は次のとおりとする。
 - (1) 被災状況の現地本部への報告
 - (2) 緊急対応措置の実施
 - (3) 広報活動
 - (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
 - (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
 - (6) LPガス及び関連器材の緊急輸送
 - (7) その他

第4章 雜 則

(事後処理)

第10条 この要綱に定める災害活動等の事後処理は、LPガス関係事業者の責務と協調の もと速やかに、安全に執り行う。

(費用)

第11条 この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当を支給しないものとする。

(細則)

第12条 前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

(準用)

第13条 この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

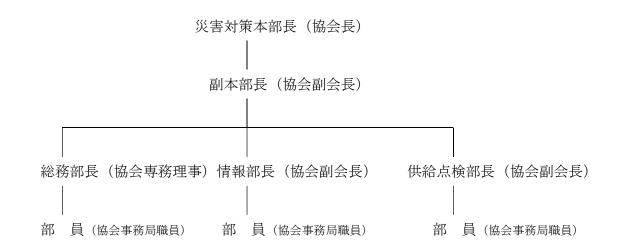
(その他)

第14条 この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、国の委託による高圧ガス保安協会に設置された「地震対策マニュアル分科会」において検討された「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月制定)に基づき従来の山口県LPガス災害対策要綱(平成9年7月4日制定)の見直し・改訂を行ったものであり、平成26年7月29日から施行する。

山口県LPガス災害対策本部の体制及び業務分担表



(所掌事務)

- ・マスコミ等への広報活動
- ・関係官庁・団体及び協会 支部等の連絡調整
- 支援者との連絡調整
- その他必要な業務

- ・災害関係情報の収集、分析
 - 伝達
- ・現地本部の活動支援
- 及び要請受託等
- その他必要な業務

- ・緊急対策、応急点検及び復旧
 - 緊急支援物質の応急調達等
 - ・その他必要な業務

措置等の調整

山口県LPガス協会支部現地本部の体制及び業務分担表



◇ 供給点検部長の下に、必要に応じて次の体制を設置するものとする。

